議案第85号

山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月1日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例

山陽小野田市手数料徴収条例(平成17年山陽小野田市条例第90号)の一部を次のように改正する。

別表第4の1の項中「450円」の次に「(多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する機器で証明書等を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。)による交付については1通につき150円)」を加える。

別表第11の1の項及び4の項中「200円」の次に「(多機能端末機による交付については1通につき150円)」を加える。

別表第19の4の項及び7の項中「200円」の次に「(多機能端末機による交付については1通につき150円)」を加える。

附則

この条例は、令和5年3月1日から施行する。

議案第85号参考資料

山陽小野田市手数料徴収条例新旧対照表

	四侧/写面中 1 数件 医秋木内侧 旧 7 然 4									
	改正後				改正前					
別表第4 (第2条関係)					別表第	4 (第 2	条関係)			
戸籍法(昭和22年法律第224号。以下この表において				戸籍沿	去(昭和	22年法律第224号。以下この表	表において			
「法」という。)に関する事務					「法」。	という。)に関する事務			
	名称	事務	金額			名称	事務	金額		
1	戸籍謄	(1) 法第10条第1項、第10	1 通につき		1	戸籍謄	(1) 法第10条第1項、第10	1通につき		
	抄本交	条の2第1項から第5項まで又	450円			抄本交	条の2第1項から第5項まで又	4 5 0 円		
	付手数	は第126条の規定に基づく戸	(多機能端			付手数	は第126条の規定に基づく戸			
	料	籍の謄本又は抄本の交付	末機(市の			料	籍の謄本又は抄本の交付			
		(2) 法第120条第1項又は第	電子計算機				(2) 法第120条第1項又は第			
		126条の規定に基づく磁気デ	と電気通信				126条の規定に基づく磁気デ			
		ィスクをもって調製された戸籍	回線で接続				ィスクをもって調製された戸籍			
		に記録されている事項の全部又	された民間				に記録されている事項の全部又			
		は一部を証明した書面の交付	事業者が設				は一部を証明した書面の交付			
			置する機器							
			で証明書等							
			を発行する							

			機能を有す				
			るものをい				
			う。以下同				
			じ。) によ				
			る交付につ				
			いては1通				
			<u>につき</u>				
			150円)				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第11(第2条関係)

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下この表において「法」という。)に関する事務

	名称	事務	金額
1	住民票の	法第12条第1項、第12条の	1 通につき
	写しの交	2第1項、第12条の3第1項	200円
	付手数料	若しくは第2項又は第12条の	(多機能端
		4第1項の規定に基づく住民票	末機による
		の写しの交付	交付につい

別表第11(第2条関係)

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下この表において「法」という。)に関する事務

	名称	事務	金額
1	住民票の	法第12条第1項、第12条の	1 通につき
	写しの交	2第1項、第12条の3第1項	200円
	付手数料	若しくは第2項又は第12条の	
		4第1項の規定に基づく住民票	
		の写しの交付	

			ては1通に				
			つき150				
			円)_				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
4	戸籍の附	法第20条第1項から第4項ま	1通につき	4	戸籍の附	法第20条第1項から第4項ま	1通につき
	票の写し	での規定に基づく戸籍の附票の	200円		票の写し	での規定に基づく戸籍の附票の	200円
	の交付手	写しの交付	(多機能端		の交付手	写しの交付	
	数料		末機による		数料		
			交付につい				
			ては1通に				
			つき150				
			円)_				

別表第19 (第2条関係)

その他の事務

別表第19 (第2条関係)

その他の事務

		名称	事務	金額
((略)	(略)	(略)	(略)
4		印鑑登録	山陽小野田市印鑑の登録及び証	1 通につき
		証明書交	明に関する条例第10条第2項	200円

	名称	事務	金額
(略)	(略)	(略)	(略)
4	印鑑登録	山陽小野田市印鑑の登録及び証	1 通につき
	証明書交	明に関する条例第10条第2項	200円

	付手数料	の規定に基づく印鑑登録証明書	(多機能端		付手数料	の規定に基づく印鑑登録証明書	
		の交付	末機による			の交付	
			交付につい				
			ては1通に				
			つき150				
			円)				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
7	公租・公	公租・公課に関する証明書の交	1通につき	7	公租・公	公租・公課に関する証明書の交	1 通につき
	課に関す	付	200円		課に関す	付	200円
	る証明手		(多機能端		る証明手		
	数料		末機による		数料		
			交付につい				
			ては1通に				
			つき150				
			円)				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考	(略)			備考(四	各)		